



うちなー健康経営宣言

第 278 号

令和 3 年 5 月 31 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

どんなに優秀、有能な社員、役員でも肉体的、精神的に健康でなければその能力を十分に発揮できないのであれば企業にとって不幸でしかありません。

環境や意識によってそのリスクが軽減できるのであれば、企業だけでなく、ご本人、ご家族、社会にとって有益だと思っています。

このような機会を利用し、「健康経営」を宣言し推進して行きたいと思います。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 適正飲酒対策に取り組む。
7. 血圧管理に取り組む。
8. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。